

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱

制定 令和 6 年 6 月 19 日 経本支第 125 号（局長決裁）
最近改正 令和 8 年 7 月 28 日 経本支第 216 号（局長決裁）

（通 則）

第 1 条 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目 的）

第 2 条 本補助金は、横浜市中心卸売市場本場（以下「本場」という。）及び平成 27 年 3 月 31 日まで横浜市中心卸売市場南部市場であった区画内の物流エリア（以下「南部物流エリア」という。）の事業者が、業務のデジタル化により業務効率を高めること、又は脱炭素化の取組により環境負荷軽減に寄与することで、社会的要請に応え社会的評価を向上させ、取引の継続、新規顧客の獲得、販路拡大、人材獲得の促進等の効果を生み出し、経営基盤が強化され、ひいては本場及び南部物流エリアの活性化に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第 3 条 この要綱における用語の意義は、横浜市中心卸売市場条例（以下「市場条例」という。）及び次の各号による。

（1） 南部青果棟

南部物流エリアにあり、平成 27 年 3 月 31 日の中央卸売市場南部市場廃止まで青果部の卸売場、仲卸売場、事務所として使用されていた建築物をいう。

（2） 南部水産棟

南部物流エリアにあり、平成 27 年 3 月 31 日の中央卸売市場南部市場廃止まで水産物部の卸売場、仲卸売場、事務所として使用されていた建築物をいう。

（3） 中小企業者

中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項各号に規定する事業者をいう。

（4） 市内事業者

横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。

（5） デジタル化

デジタル技術を活用したシステムの導入、更新、機能向上又は既存システムとの連携等により、業務の手法又は処理を改善し、業務効率の向上その他前条の目的の

達成に資する取組をいう。

(6) 脱炭素化

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減その他環境負荷の軽減に資する取組をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する中小企業者であり、市長が本補助金の交付を適当と認めた者とする。

(1) 本場

ア 青果部仲卸業者

イ 水産物部仲卸業者

ウ 本号のア又はイのいずれかに該当する事業者により構成される協同組合。ただし、組合員の4分の3以上が本号のア又はイのいずれかに該当していること。

(2) 南部物流エリア

ア 一般社団法人横浜南部市場管理協会の正会員であり、南部青果棟の店舗を賃借して業務を営む事業者

イ 一般社団法人横浜南部市場管理協会の正会員であり、南部水産棟の店舗を賃借して業務を営む事業者

ウ 本号のア又はイのいずれかに該当する事業者により構成される協同組合。ただし、組合員の4分の3以上が本号のア又はイのいずれかに該当していること。

2 前項に定める者のうち、次のいずれかに該当するときは、補助対象者としな

(1) 第7条第6項に規定する申請書の提出時点において、補助金規則又はこの要綱を含む本市の補助金に関する要綱の規定に違反したこと等により、市長が補助金の交付決定を取り消したときから、1年を経過していない者であるとき。

なお、市長が交付した補助金の返還を命じている場合は、当該返還が完了した日から1年を経過していない者であるとき。

(2) 次の横浜市税を滞納しているとき。

ア 法人市民税

イ 固定資産税

ウ 都市計画税

エ 軽自動車税

(3) 市場条例第70条に規定する市場の使用料を滞納しているとき。

(4) 市場条例により市長へ提出が定められた報告書等について、提出期限を経過してもなお提出がなされていないとき。

(5) 横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第5号の規定に該当する暴力団経営支配法人等であるとき。

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本場又は南部物流エリアにおいて行う事業に使用するシステム、設備等への投資事業であ

って、別表第 1 に規定するデジタル化又は脱炭素化により、業務効率化又は環境負荷軽減が認められるものであり、原則として、申請のあった日の属する会計年度（以下「当該年度」という。）の 2 月末日までに完了する事業とする。

- 2 この要綱における補助対象事業の完了とは、システム、設備等の納品、設置、導入、役務の提供その他補助対象事業の実施に必要な作業が完了していることをいい、補助対象経費の支払の完了を要しない。ただし、補助対象経費の支払の事実は、第 13 条の規定による実績報告において確認するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としない。
 - (1) 当該年度の 3 月末日までに完了しない事業
 - (2) 申請事業に関係する法令、条例等に適合しない事業
 - (3) 公序良俗に反する事業
 - (4) 市長が本場又は南部物流エリアの管理運営に支障が生じると判断した事業

（補助対象経費）

第 6 条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第 2 に規定する経費とする。

- 2 補助対象経費となる物品の購入、業務の委託等の契約は、市内事業者との契約でなければならない。ただし、履行可能な市内事業者が存在しない等の理由により、市内事業者との契約が困難な場合を除くものとする。
- 3 補助対象とならない経費は、当該年度の 4 月 1 日より前に締結された契約に基づき支払いが行われる経費及び別表第 3 に規定する経費とする。
- 4 国、横浜市、他の地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人その他の団体が実施する補助金、助成金その他これらに類する制度の対象として申請し、又は交付決定を受けた経費は、本補助金の補助対象経費としない。
- 5 前各項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 本補助金の募集は公募により行うものとする。

- 2 本補助金の交付を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、市長が当該公募において定める期限までに様式 1 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金エントリーシート（以下「エントリーシート」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 応募者が当該年度に提出することができるエントリーシートは、1 件に限る。
- 4 市長は提出されたエントリーシートを審査し、本補助金の交付対象として適合することを確認した応募者に対しては様式 1-1 のエントリー内容確認書（以下「確認書」という。）を、適合しないことを確認した応募者に対しては様式 1-2 のエントリー内容不適合通知書（以下「不適合通知書」という。）を交付するものとする。
- 5 不適合通知書の交付を受けた応募者は、修正したエントリーシートを市長が定め

る期限までに提出することで1回まで再審査を受けることができるものとする。

- 6 応募者は、確認書の交付を受けた日から30日以内に様式2の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、別表第4に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 市長は、申請書及び別表第4に規定する書類（以下「申請書等」という。）の提出を受けた場合には、補助対象者の要件、補助対象事業の目的、効果、内容等の適正性及び補助対象経費の算定の妥当性を審査し、これらが適当と認めたときは本補助金の交付を決定する。なお、申請書等に不備があったときは、市長は、期限を定めて、申請書等を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、補正を求めることができるものとし、申請者が当該期限までに補正を行わない場合は、申請を取り下げたものとみなす。

- 2 本補助金の交付決定額（以下「補助金交付決定額」という。）は、補助対象経費に別表第1に定める各事業区分に応じた補助率を乗じて得た額を基礎として、予算の範囲内において市長が定めるものとする。なお、補助金交付決定額は、100万円を限度とする。

- 3 前項において、補助対象事業に対する本補助金額として算定された金額（以下「算定金額」という。）の合計額が予算額を超えた場合、市長は算定金額に対して按分による減額を行ったうえで補助金交付決定額を定めることができるものとする。

- 4 市長は、前各項の規定により本補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対しては、補助金交付決定額、その他必要な事項を記載した様式2-5の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）を交付するものとする。

- 5 市長は、補助金交付申請額に満たない額を補助金交付決定額として定める場合は、交付決定通知書にその理由を付すものとする。

- 6 市長は、本補助金の交付決定に際し、この要綱に定める条件以外に必要となる条件を付すことができるものとする。ただし、市長は交付決定通知書にその条件を明記するものとする。

- 7 市長は、本補助金の不交付を決定した者に対しては、不交付の理由を付した様式2-6の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金不交付決定通知書により不交付の決定を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 交付決定者は、交付決定通知書に記載された補助金交付決定額又は前条第6項の規定により付された条件に対して不服があるときは、交付決定通知書の受領日から10日以内に様式3の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請取下届出書により、本補助金交付の申請を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、前条に定める本補助金の交付決定はなかったものとみなす。

- 3 前条の規定により、本補助金の交付の決定を行った後に第1項の申請の取下げが

あった場合、市長は、当該取下げにより交付決定がなかったこととなった金額の範囲内において、他の事業者に対する交付金額を増額する変更を様式 3 - 1 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付金額増額通知書により行うことができるものとする。

（交付決定の取消申請）

第 9 条の 2 交付決定者は、前条第 1 項に規定する申請の取下げを行う場合を除き、交付決定を受けた補助対象事業に着手できないこと又は当該補助対象事業を完了することができないことが明らかになった場合、速やかに市長へ様式 4 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定取消申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、交付決定を取り消すことが適当と認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、様式 6 - 4 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定取消通知書（以下「取消通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第 10 条 交付決定者は、次の各号に掲げる事項の変更を行う必要が生じたときは、様式 5 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付変更承認申請書（以下「変更申請書」という。）に変更後の様式 2 - 1 の事業計画書及び様式 2 - 2 の事業費予算書を添付して市長に速やかに提出しなければならない。

- (1) 交付決定を受けた補助対象事業の目的又は効果に影響する変更があるとき
- (2) 補助対象事業が当該年度の 2 月末日までに完了しない見込みとなったとき

（変更の承認、通知及び取消）

第 11 条 市長は、前条の規定により変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、本補助金の交付目的の達成に支障がないと認めたときはこれを承認し、様式 5 - 1 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付変更承認通知書（以下「変更承認通知書」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条に規定する変更申請により補助金交付決定額を減額する必要がある場合は、変更承認通知書に変更後の補助金額を記載するものとする。
- 3 市長は、前条第 2 号に規定する変更申請があった場合において、補助対象事業が当該年度の 2 月末日までに完了しない理由が交付決定者の責めに帰することができない事情によるものであり、かつ、補助対象事業が当該年度の 3 月末日までに完了することが確実であると認めたときに限り、これを承認できるものとする。
- 4 市長は、変更申請書の内容を審査した結果、補助対象事業の目的の達成が困難と認めたときはこの申請を承認せず、本補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。この場合における通知は、第 16 条第 4 項に規定する様式により行うものとする。

（調査権等）

第 12 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定により、補助対象事業の適正な遂行を図るため、必要に応じて、交付決定者に補助対象事業の遂行の状況に関して調査し、又は報告を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の調査又は報告の結果から、補助対象事業が本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めたときは、交付決定者に対し、申請書等に記載された事業完了予定日までに補助対象事業を遂行するよう、命じることができるものとする。

3 市長は交付決定者が前項の命令に応じず、同者が補助金の目的を達成できないと認めたときは、本補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

（実績報告）

第 13 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、様式 6 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）に、別表第 5 に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、交付決定通知書又は変更承認通知書に記載する日とする。ただし、第 11 条第 3 項の規定により変更を承認した場合は、当該年度の 3 月末日を限度として、実績報告書の提出期限を変更できるものとする。

3 交付決定者が、前項の提出期限までに実績報告書を提出しない場合は、市長は、本補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

（補助金交付額の確定及び通知）

第 14 条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合には、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業の成果が本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金交付決定額の範囲内で補助金の交付額を確定し、本補助金の交付確定額及び請求書提出期限等を記載した様式 6－3 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付額確定通知書（以下「交付額確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第 15 条 本補助金の交付は、前条に規定する交付額の確定後とする。

2 交付額確定通知書の交付を受けた者は、様式 7 の仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

3 交付額確定通知書の交付を受けた者が同通知書に記載された日までに請求書を提出せず、さらに当該年度の翌会計年度の 4 月末日までに請求書を提出しない場合、市長は本補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

（決定の取消し及び通知）

第 16 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助金規則第 25 条の規定に違反したとき。
 - (2) 第 4 条第 2 項各号に該当すると判明したとき。
 - (3) 前各号のほか、交付決定者が本補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他補助対象事業に関して法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第 14 条に規定する交付額の確定後においても適用する。
 - 3 市長は、第 1 項により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その者の名称及びその不正行為の内容について公表することができるものとする。
 - 4 市長は、本補助金の交付決定を取り消したときは取消通知書により交付決定者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第 17 条 市長は、本補助金の交付決定後、大規模災害、戦争の発生等の事情の変更に
より予算の執行が不可能又は減額執行となったときは、本補助金の交付決定の全部
若しくは一部の取消し、交付決定額の変更等の決定の内容又はこれに付した条件を
変更することができるものとする。この場合、市長は様式 6－5 の仲卸業者等デジタ
ル化・脱炭素化支援補助金交付決定後の事情変更による取消し・変更通知書により交
付決定者に通知するものとする。

(事業成果の取扱い)

第 18 条 市長は、補助事業の目的を達成するために本補助金の交付を受けた者（以下
「補助金受給者」という。）に対し、補助対象事業の成果等について報告を求めるこ
とができるものとする。

- 2 市長は、補助事業の目的を達成するために必要があると認めたときは、補助金受給
者に通知した上で、本補助金の交付を受けて行った補助対象事業の成果を本場又は
南部物流エリアの活性化に資するように利用することができるものとする。

(財産の管理及び処分制限)

第 19 条 補助金受給者は、補助対象事業のために取得し、又は効用の増加した財産を
補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供し
ようとする場合は、書面により市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金
受給者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は減価償
却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数
を経過した場合は、この限りでない。

- 2 前項の耐用年数の計算の起算日は対象となる財産の取得日とする。
- 3 市長は、前項に規定する耐用年数を経過するまでの間、当該財産の状況について、
随時必要な報告を徴することができるものとし、補助金受給者は報告しなければな
らない。

(関係書類の保存期間)

第 20 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、支払いがあった日の属する年度の翌年度から 7 年とする。

(警察本部への照会)

第 21 条 市長は、申請者が第 4 条第 2 項第 5 号に該当するか否かを確認するため、次に掲げる者に関する情報を神奈川県警察本部長に提供し、照会することができるものとする。

(1) 申請者である法人

(2) 当該法人の役員

2 申請者は、本補助金の申請にあたり、前項の規定による照会について同意するとともに、前項第 2 号に掲げる者から当該照会について必要な同意を得るものとする。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 14 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和 7 年 2 月 25 日から施行し、制定日以降申請した者について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 9 月 22 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 15 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 7 月 28 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 16 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。

【別表第 1】 補助対象事業及び補助率

事業区分	対象事例	補助率
1 デジタル化推進事業	①キャッシュレス決済システム導入 ②受発注管理、在庫管理、顧客管理等の営業事務を効率化するためのシステム導入 ③経理、会計、労務管理等の管理事務を効率化するためのシステム導入 ④営業事務と管理事務を連携させ、事務を効率化するためのシステム導入 ⑤効率的な販路拡大や販売効率の向上を目的とした E C サイト等の電子商取引のためのシステムの整備 ⑥その他、デジタル化により業務の効率化につながることを客観的に説明されていると市長が認めたもの	3 分の 2
2 脱炭素化推進事業（環境負荷軽減に資する事業）	次に掲げる、省エネルギー化に資する設備の導入。ただし、家庭用製品の導入は対象外とする。 ① クリーンエネルギー車両 車両の動力に電気を使用する電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）かつ本場又は南部物流エリア内の物流（フォークリフト、ターレ）、配送（※1）を目的に使用する車両を対象とする。また、車両にはナンバープレートの装着を必須とする。 ② 業務用高効率空調、業務用給湯器、業務用冷凍冷蔵設備又は制御機能付き L E D 照明器具であって、指定設備（※2）として登録及び公表されている設備の導入 ③ その他、脱炭素化により環境負荷軽減につながることを客観的に説明されていると市長が認めたもの	2 分の 1

※1 配送を目的に使用する車両

装着するナンバープレートの分類番号が次に該当し、配送を目的とする車両

分類番号	対象車両
1、10 から 19 まで、100 から 199 まで、10A から 19Z まで、1A0 から 1Z9 まで及び 1AA から 1ZZ まで	普通貨物自動車
4、6、40 から 49 まで、60 から 69 まで、400 から 499 まで、600 から 699 まで、40A から 49Z まで、60A	小型貨物自動車

から 6 9 Z まで、4 A 0 から 4 Z 9 まで、6 A 0 から 6 Z 9 まで、 4 A A から 4 Z Z まで及び 6 A A から 6 Z Z まで	
8、8 0 から 8 9 まで、8 0 0 から 8 9 9 まで、8 0 A から 8 9 Z まで、8 A 0 から 8 Z 9 まで及び 8 A A から 8 Z Z まで	特殊用途自動車

※ 2 指定設備

経済産業省「令和 7 年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）」の「Ⅲ 設備単位型」において、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）があらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SII により補助対象設備として登録及び公表された設備をいう。

指定設備一覧 <https://sii.or.jp/setsubi07r/search/>

【別表第 2】補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接必要な経費のうち、システム又は設備等の導入時に一時的に発生する初期導入経費に限る。なお、導入後に継続的又は反復的に発生する利用料、保守料、運用経費その他これらに類する経費は、補助対象経費としない。

区分	摘要
固定資産取得費	設備購入費及びこれに伴う設置費（設備、機器等の購入に通常付随して必要となる搬入、据付け、固定、接続、初期調整その他これらに類する作業に係る費用）、車両購入費（市場内物流、配送を目的に使用する車両に限る）、パソコン・タブレット端末及び関連機器購入費（補助対象事業に係るシステムの導入に必要不可欠なものに限る）、キャッシュレス端末購入費、その他事業実施に必要な機器等の購入費等
委託費	システム開発委託費、E C サイト作成委託費、システム導入に係る初期設定費、データ移行費、操作研修費、マニュアル作成費その他補助対象事業に係るシステムの初期導入に直接必要となる委託費
ソフトウェア購入費	使用期間の定めがない補助対象事業に直接必要となるソフトウェア、パッケージシステム、ライセンスの購入費
加盟・登録料	補助対象事業に係るシステム、サービス、ソフトウェア等の利用開始に当たり一時的に必要な初回の加盟料、登録料又は初期アカウント設定料
既存設備撤去・廃棄経費	補助対象事業に係る設備等の買い替え又は更新に伴い必要となる既存設備の撤去・廃棄のための費用

【別表第 3】 補助対象とならない経費

区分	摘要
公租公課	消費税及び地方消費税額、登録免許税等
手数料	口座振替手数料、振込手数料その他支払に係る手数料等
リース料、賃借料、使用料	ファイナンスリース料、オペレーションリース料、機器賃借料、使用期間の定めのあるソフトウェア使用料、クラウドサービス使用料、サブスクリプション料、月額利用料、年額利用料その他継続的又は反復的に発生する利用料
運用・保守費	システム、ソフトウェア、クラウドサービス、設備、機器等の保守料、運用支援料、監視費用、ヘルプデスク費用、サポート費用、更新料その他運用開始後に継続的又は反復的に発生する費用
保証・保険料	各種保証・保険料
修理・修繕料	修理・修繕にかかる費用
商品	販売等を目的として取得したもの
その他	補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分できない費用、補助対象事業の実施に直接必要と認められない費用

【別表第 4】 交付申請書 添付資料

	添付書類	備考
1	事業計画書	【様式 2－1】
2	事業費予算書	【様式 2－2】
3	履歴事項全部証明書	発行日から 3 か月以内のもの
4	横浜市税の納税状況を証明する以下の書類 ①法人市民税 直近 2 か年度分の納税証明書 ②固定資産税及び都市計画税 前年度及び申請書提出時点で納期が到来している当該年度の分の納税証明書 ③軽自動車税 当該年度分の軽自動車税の納税証明書	納付書の領収書の写しは不可 固定資産税及び都市計画税が賦課されていない場合はその旨の申述書 軽自動車税が賦課されていない場合はその旨の申述書
5	誓約書 ・ 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 4 条第 2 項のいずれにも該当しないことの誓約 ・ 申請する経費が、国、横浜市、他	【様式 2－3】

	の地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人その他の団体が実施する補助金、助成金その他これらに類する制度の対象として申請し、又は交付決定を受けた経費ではないことの誓約	
6	暴力団経営支配法人等でないことの誓約書兼暴力団排除に関する神奈川県警察本部長への照会の同意書	【様式 2 - 4】
7	見積書 ① 契約ごとの補助対象経費の金額が 100 万円未満になるものについては、見積書の写し ② 契約ごとの補助対象経費の金額が 100 万円以上 1,000 万円未満になるものについては、2 者以上から徴収した見積書の写し ③ 契約ごとの補助対象経費の金額が 1,000 万円以上になる場合は、3 者以上から徴収した見積書の写し又は 5 者以上の指名競争入札書の写し	・原則として市内事業者から見積書を徴収すること ・市内事業者以外からの見積書がある場合は、市内事業者から見積書を徴収できない理由書を添付すること ・①から③のいずれかの条件を満たせていないものがある場合は、この条件を満たせない理由書を添付すること
8	補助対象として認められるシステム・設備であることがわかる書類	仕様書、カタログ、システム概要書、指定設備一覧の写し等
9	発注予定先が市内事業者であることがわかる書類	横浜市一般競争入札有資格者名簿の写し、又は発注予定先の履歴事項全部証明書 ただし、市内事業者との契約が困難な場合は、その理由を記載した理由書を添付すること
10	その他市長が必要と認めた書類	

【別表第 5】実績報告書 添付書類

	添付書類	備考
1	事業成果報告書	【様式 6 - 1】
2	事業収支報告書	【様式 6 - 2】
3	契約書等（写）	・契約書、注文書及び注文請書その他契約の成立及び内容を確認できる書類とする。 ・経費の内訳及び金額が詳細かつ明

		瞭に記載されたもの ・印紙税法上、収入印紙の貼付が必要な文書である場合は、適正な額の収入印紙が貼付され、消印されていること
4	納品書等（写）	事業の完了を確認できる書類 納品書、事業完了届など
5	領収書等（写）	補助対象事業の支払事実と支払日を確認できる書類 領収書、振込明細書など
6	事業成果がわかる資料	購入機器等の設置状況を確認できる写真、導入設備の設置前後の写真、システムによる出力帳票等
7	その他市長が必要と認めた書類	

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金エントリーシート

提出日	年 月 日
法人名	
代表者職氏名	

1 補助申請予定事業

補助対象事業 (いずれかに○)	デジタル化推進事業 ・ 脱炭素化推進事業
抱えている課題	
導入するシステム 又は設備の名称、製 品番号等	
システム又は 設備の概要	
今回のデジタル化又 は脱炭素化の取組に より期待される効果 (業務効率化又は環 境負荷軽減に係る 定量的な効果)	

2 事業期間（見込み）

年 月 日 ～ 年 月 日

3 補助申請予定事業に要する費用

(1) 補助申請予定事業に要する費用の見込み額【税抜き】

千円

(2) 前記(1)の補助申請予定事業に要する費用のうち、補助対象費用の見込み額【税抜き】

千円

(3) 前記(2)の見込み額のおよその内訳

	発注業務内容	発注予定先 上段：名称、下段：所在地 (※)	費用（千円） 【税抜き】
①			
②			
③			
④			
⑤			

※ 発注予定先や見積徴収予定先がある場合に記入してください。

4 補助対象経費となる設備等の発注先の確認

(1) 発注先について次の a から c のうち、該当するものを丸で囲んでください。なお、発注先は、原則として市内事業者としてください。

- a すべて市内事業者に発注予定
- b 一部については市内事業者以外の事業者に発注予定
- c 発注先のすべてが市内事業者以外の事業者

(2) 前記(1)で「b」または「c」を選択した場合は、市内事業者に発注できない理由を具体的に記入してください。

また、補助対象経費の金額が 100 万円以上となる場合において、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱別表第 4 に定める数の見積書等が徴収できない見込みである場合は、その理由を具体的に記入してください。

(注意) 原則として、補助対象経費となる物品の購入、業務の委託等の契約は、市内事業者との契約でなければなりません。ただし、履行可能な市内事業者が存在しない等の理由により、市内事業者との契約が困難な場合は除きます。

・理由

--

5 連絡担当者

氏名	電話番号	F A X 番号	e-mail アドレス

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 以下は横浜市記入欄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※ 確認を要する項目

--

横浜市の受付担当者氏名
()

【様式 1 - 1】

第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

エントリー内容確認書

年 月 日に提出を受けた仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金エントリーシートについて、記載内容を精査したところ、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱（以下「要綱」という。）に規定する補助対象者の資格及び補助対象事業に該当することを確認しましたので、要綱第 7 条第 4 項の規定により通知します。

1 補助対象者の資格

2 補助対象事業

3 補助対象事業概算額

_____ 円

4 その他

(1) 仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書提出期限

本確認書の交付を受けた日から 30 日以内の次の期限までに仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書を必ず提出してください。なお、期限までに交付申請書の提出がない場合は、交付申請を行う意思がないものとして取り扱います。

提出期限 年 月 日午後 5 時まで

(2) 補助対象事業概算額の取扱い

補助金交付額は、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書の内容を基に改めて決定を行います。そのため、交付額決定の基となる対象事業費は、本確認書記載の補助対象事業概算額と異なる可能性があります。

【様式１－２】

第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

エントリー内容不適合通知書

年 月 日に提出を受けた仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金エントリーシートについて、記載内容を精査したところ、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱（以下「要綱」という。）に規定する補助対象者の資格及び補助対象事業に適合しないことを確認しましたので、要綱第7条第4項の規定により通知します。

1 不適合の具体的理由

2 エントリーシートの再提出について

本通知書の交付を受けた応募者は、要綱第7条第5項の規定により、修正したエントリーシートを市長が定める次の期限までに提出し、1回を限度として再審査を受けることができます。

再審査を希望する場合のエントリーシート提出期限

年 月 日（ ）

【様式 2】

年 月 日

横 浜 市 長

所在地
法人名
代表者職氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 6 項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）及び要綱を遵守します。

1 補助申請事業（いずれかに○）

デジタル化推進事業 ・ 脱炭素化推進事業

2 総事業費、補助対象経費及び補助金交付申請額【税抜き】

※様式【2－2】事業費予算書より転記してください。

総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
補助金交付申請額	円

3 補助対象事業の開始及び完了予定日

年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式 2－1）
- (2) 事業費予算書（様式 2－2）
- (3) 履歴事項全部証明書（発行日から 3 か月以内のもの）
- (4) 横浜市税の納税状況を証明する書類（要綱別表第 4 に定めるもの）
- (5) 誓約書（様式 2－3）
- (6) 暴力団経営支配法人等でないことの誓約書兼暴力団排除に関する神奈川県警察本部長への照会の同意書（様式 2－4）
- (7) 見積書
- (8) 補助対象と認められるシステム・設備であることがわかる書類
- (9) 発注予定先が市内事業者であることがわかる書類
- (10) その他市長が必要と認めた書類

【様式 2－1】

事業計画書

年 月 日

所在地

法人名

代表者職氏名

抱えている課題 ※脱炭素化推進事業の場合 は既存設備の製造年式、購 入年月等を記載すること	
導入するシステム 又は設備の名称、製 品番号等	
システム又は 設備の概要	
今回のデジタル化又 は脱炭素化の取組に より期待される効果 (業務効率化又は環 境負荷軽減に係る 定量的な効果)	

【様式 2 - 2】

事業費予算書

1 支出

経費名称	単価	数量等	税抜き金額
補助対象経費			
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
値引きがあった場合は、右欄にその値引き額を記載してください。			
【補助対象経費】 合計《ア》 計算式：(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦ - 値引き額)			
補助対象外経費（要綱第 6 条第 3 項に該当する経費は、こちらに記載してください。）			
⑧			
⑨			
⑩			
【補助対象外経費】 合計《イ》 計算式：⑧+⑨+⑩			
総事業費 計算式：【補助対象経費】 合計《ア》 + 【補助対象外経費】 合計《イ》			

2 補助金交付申請額の算出

【補助対象経費】 合計《ア》

補助率（丸を付ける）

補助金交付申請額

2 / 3

× • =

1 / 2

※千円未満は切り捨て

※補助金限度額は 100 万円

【様式 2 - 3】

誓約書

年 月 日

横浜市長

所在地

法人名

代表者職氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の交付申請にあたり、当法人が次に掲げるすべての事項について確認し、誓約します。

誓 約 事 項	チェック欄
仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱（以下「要綱」という。）第 4 条第 2 項のいずれにも該当しません。	☐
申請する経費は、国、横浜市、他の地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人その他の団体が実施する補助金、助成金その他これらに類する制度の対象として申請し、又は交付決定を受けた経費ではありません。（要綱第 6 条第 4 項）	☐

【様式 2 - 4】

暴力団経営支配法人等でないことの誓約書兼暴力団排除に関する
神奈川県警察本部長への照会の同意書

年 月 日

横浜市長

所在地

法人名

代表者職氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金の交付申請にあたり、当法人が暴力団経営支配法人等でないことを誓約するとともに、市長が仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第21条及び横浜市暴力団排除条例第8条の規定により当法人が暴力団経営支配法人等でないことを確認するため、神奈川県警察本部長に次表に記載された情報を提供し、照会することについて同意します。

なお、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

現在の役員一覧

[illegible]

【様式 2－5】

第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定通知書

年 月 日に提出を受けた仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱（以下「要綱」という。）第 8 条第 4 項の規定により通知します。

1 補助金交付決定額

_____ 円

2 実績報告書提出期限

年 月 日 ()

3 交付条件

- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号に定める条件その他、規則及び要綱の定めに従ってください。
- (2) この補助金は、事業計画書に記載された事業の実施内容のために使用し、他の事業に流用しないでください。
- (3) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産は、規則第 25 条及び要綱第 19 条の規定により管理及び処分の制限を受けます。
- (4) 事業終了後は、要綱第 13 条に規定する実績報告書を提出してください。補助金額は、実績報告書の提出を受けて確定します。このため確定額は、「1 補助金交付決定額」に記載の金額を下回る場合があります。
- (5) 剰余金が生じたときは、速やかに市長へ報告し、返還手続きをしてください。
- (6) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (7) この補助金の使途について、必要があると認められるときは調査を行います。

4 減額理由（減額した場合のみ）

【様式 2－6】

第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金不交付決定通知書

年 月 日に提出を受けた仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付申請書については、審査の結果、次の理由により交付しないことに決定しましたので、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 8 条第 7 項の規定により通知します。

不交付理由

【様式 3】

年 月 日

横 浜 市 長

所在地
法人名
代表者職氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金

交付申請取下届出書

年 月 日 第 号により交付決定を受けました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 9 条第 1 項の規定により申請を取り下げます。

取下げ理由

【様式 3 - 1】

第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付金額増額通知書

年 月 日 第 号で交付決定した仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、次の理由により補助金交付決定額の増額を決定しましたので仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

- 1 当初の補助金交付決定額 円
- 2 増額決定後の補助金交付決定額 円
- 3 理由

【様式 4】

年 月 日

横 浜 市 長

所在地
法人名
代表者職氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金
交付決定取消申請書

年 月 日 第 号により交付決定を受けました仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 9 条の 2 第 1 項の規定により、以下の理由により交付決定の取消しを申請します。

1 取消申請の理由（該当する理由を選択してください。）

- ・補助対象事業に着手することができなくなったため
- ・補助対象事業を完了することができなくなったため
- ・その他

2 前記 1 で選択した理由の具体的な説明

--

【様式 5】

年 月 日

横 浜 市 長

所在地

法人名

代表者職氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金

交付変更承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 10 条の規定により申請します。

1 変更の内容

変更項目	変更前	変更後

2 変更の理由

--

3 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書（様式 2－1）
- (2) 変更後の事業費予算書（様式 2－2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

【様式 5－1】

第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者職氏名) 様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付変更承認通知書

年 月 日に提出を受けた仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付変更承認申請書について、次のとおり承認しますので、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 11 条第 1 項の規定により通知します。

1 交付決定通知書（当初）の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 変更の内容

変更前	変更後

【様式 6】

年 月 日

横 浜 市 長

所在地

法人名

代表者職氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金
実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた仲卸業者等デジタル化・脱炭素化
支援補助金に係る事業について完了しましたので、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要
綱第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績報告します。

変更承認を受けた場合： 年 月 日 第 号

1 補助対象事業（いずれかに○）

デジタル化推進事業 ・ 脱炭素化推進事業

2 補助対象事業完了日

年 月 日

3 補助金交付決定額

円

4 実績に基づく補助金算定額

円

5 添付書類

- (1) 事業成果報告書（様式 6－1）
- (2) 事業収支報告書（様式 6－2）
- (3) 契約書等（写）
- (4) 納品書等（写）
- (5) 領収書等（写）
- (6) 事業成果がわかる資料
- (7) その他市長が必要と認めた書類

事業成果報告書

年 月 日

所在地

法人名

代表者職氏名

抱えていた課題	
導入したシステム 又は設備の名称、製 品番号等	
システム又は 設備の概要	
今回のデジタル化又 は脱炭素化の取組に よる効果 (業務効率化又は環 境負荷軽減に係る 定量的な効果)	

【様式 6－2】

事業収支報告書

1 支出

経費名称	単価	数量等	税抜き金額
補助対象経費			
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
値引きがあった場合は、右欄にその値引き額を記載してください。			
【補助対象経費】 合計《ア》			
計算式：(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦- 値引き額)			
補助対象外経費（要綱第 6 条第 3 項に該当する経費は、こちらに記載してください。）			
⑧			
⑨			
⑩			
【補助対象外経費】 合計《イ》			
計算式：⑧+⑨+⑩			
総事業費			
計算式：【補助対象経費】 合計《ア》 + 【補助対象外経費】 合計《イ》			

2 実績に基づく補助金算定額の算出

補助率（丸を付ける）

【補助対象経費】 合計《ア》

実績に基づく補助金算定額

2 / 3

×

・

＝

1 / 2

※千円未満は切り捨て

※補助金限度額は 100 万円

なお、交付決定額を上回ることはいけません。

【様式 6－3】

第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付額確定通知書

年 月 日に提出を受けた仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金実績報告書については、審査の結果、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱（以下「要綱」という。）第 14 条の規定により、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額 _____ 円

2 補助金請求書提出期限 年 月 日

(注意) 要綱第 15 条第 3 項の規定により、補助金請求書提出期限までに請求書を提出せず、さらに当該年度の翌会計年度の 4 月末日までに請求書を提出しない場合は、本補助金の交付決定を取り消すことがあります。

【様式 6－4】

第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者職氏名) 様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で交付決定した仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 16 条第 4 項の規定により、次のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

取消しの内容、根拠及び具体的理由

1 取消しの対象

取消金額 円 (取消しの全部・一部)

2 根拠

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 条第 項

3 具体的理由

【様式 6－5】

第 号
年 月 日

(法人名)

(代表者職氏名)

様

横浜市長

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金
交付決定後の事情変更による取消し・変更通知書

年 月 日 第 号で交付決定した仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金については、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 17 条の規定により、次の理由により交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定額その他の決定の内容やこれに付した条件を変更することとしましたので通知します。

1 取消し又は変更の内容

2 変更後の補助金交付決定額
_____ 円

3 取消し・変更の理由

【様式 7】

年 月 日

横 浜 市 長

所在地

法人名

代表者職氏名

仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金請求書

請求金額 金 円

※交付額確定通知書に記載された補助金交付確定額を記入してください。

年 月 日 第 号により交付額の確定を受けた仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金について、仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金要綱第 15 条第 2 項の規定により、上記の金額を請求します。

なお、補助金は、次の口座に振り込み願います。

金融機関・支店名														
口 座 種 別	普 通・当 座					口座番号								
口座名義（カナ）														

※ 法人名義の口座を指定してください。